

令和5年2月28日
(第1回定例会)

美瑛町議会議案 (追加)

議 案 目 次

議案第 3 2 号	美瑛町職員定数条例の一部改正について	— — — —	118
議案第 3 3 号	美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正 について	— — — —	119
議案第 3 4 号	美瑛町特別会計条例の一部改正について	— — — —	120

議案第 3 2 号

美瑛町職員定数条例の一部改正について

美瑛町職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 8 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町職員定数条例の一部を改正する条例

美瑛町職員定数条例（昭和 2 5 年美瑛町条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「美瑛町公共下水道事業特別会計」を「美瑛町公共下水道事業会計」に改め、同条第 6 号中「美瑛町水力発電事業特別会計」を「美瑛町水力発電事業会計」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 33 号

美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 28 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町職員の給与に関する条例（昭和 37 年美瑛町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 に次のように加える。

大阪府大阪市	100 分の 16
--------	-----------

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第34号

美瑛町特別会計条例の一部改正について

美瑛町特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町特別会計条例の一部を改正する条例

美瑛町特別会計条例（昭和39年美瑛町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「美瑛町公共下水道事業特別会計」を「美瑛町公共下水道事業会計」に改め、同条第5号中「美瑛町水力発電事業特別会計」を「美瑛町水力発電事業会計」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（債権及び債務の引継ぎ）
- 2 美瑛町公共下水道事業特別会計に係る収支差引残額及び債権債務は、この条例の施行後は、美瑛町公共下水道事業会計が引き継ぐものとする。
- 3 美瑛町水力発電事業特別会計に係る収支差引残額及び債権債務は、この条例の施行後は、美瑛町水力発電事業会計が引き継ぐものとする。